

在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要請に対する回答

1 沖縄県の米軍基地での感染拡大について、早期に原因を究明するとともに、原因に応じた感染防止策を実施すること。

沖縄県の米軍基地では、7月以降、300人を超える感染者が確認されるなど大規模な感染が発生しましたが、未だに原因が究明されていません。早急に原因を究明するとともに、原因に応じた感染防止対策をとることを求めます。

(外務省からの回答)

- 在日米軍における多数の感染者の発生を受けて、日本政府として、在日米軍に対して、改めて感染防止のために厳格な措置の徹底を図るよう申し入れてきています。
- 在日米軍は、感染者数の拡大は、既に感染が確認された者の行動履歴を徹底的に追跡の上、積極的にPCR検査を実施した結果であるが、沖縄での感染拡大を深刻に受け止めている旨説明しています。
- その上で、在日米軍は、これまで県や地元の自治体と緊密に連携し、感染拡大防止のための適切な対応を講じてきています。その結果、現在、沖縄県における米軍関係者の感染は落ち着きを見せていると承知しています。
- 具体的には、感染拡大後、在沖縄米軍では一定期間健康保護態勢を上から2番目のレベルCに引き上げたとともに、外出制限等を含む感染拡大防止のために厳格な措置を講じてきました。これらの在日米軍の措置は義務であり、これに違反する場合には、(米統一軍法典等に基づき)処分されることが各人に周知徹底されています。
- 今後とも、日本における感染拡大防止の徹底や沖縄を含む地元の方々の不安を解消するため、引き続き、在日米軍と連携し、適切に対応していきます。

2 平成25年の日米合同委員会合意に基づく衛生当局間の情報提供については、迅速かつ的確に行われるよう米側に働きかけること。

また、同合意に位置付けられていない米軍基地と衛生当局間の情報交換が可能となるよう早急に仕組みづくりを行うこと。

沖縄県の米軍基地における感染情報については、当初の段階では、日米合同委員会合意に基づく必要な情報提供が迅速に行われず、課題が生じたと認識しています。患者発生時の行動履歴などの情報提供は、衛生当局が必要な対策を取るための基礎であるため、常に迅速かつ的確に行われるよう、米側に働きかけることを求めます。

また、同合意締結後に設置された米軍施設についても、必要な情報が迅速に提供されるよう、米側に働きかけることを求めます。

さらに、同合意に位置付けられていない米軍基地と衛生当局間の情報交換が可能となるような仕組みを早急に構築することを求めます。

3 地域における日米当局間の協議など、関係機関が連携するための仕組みづくりを行うこと。

沖縄県からの働きかけにより、日米の実務者による会議が設置されましたが、現行の日米合同委員会合意には、感染者が生じた場合等に日米の衛生当局が具体的にどのように連携するのか示されていません。衛生当局間の協議のあり方も含め、関係機関が連携するための仕組みづくりについて、国が主導して行うことを求めます。

(外務省からの回答)

- 在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策については、公衆衛生上の観点から日米合同委員会合意に基づき、米軍施設・区域の医療機関と地元の保健所との間で、感染者の行動履歴の追跡等を含めて必要な情報共有を行っています。
- また、日本政府としても、国内における在日米軍関係者の感染の数や感染者の出した施設・区域などの必要な情報について、その時々状況について緊密に米側から提供を受け、これを関係自治体とも共有しています。
- 7月29日には、政府と在日米軍は共同プレスリリースを発出し、その中で、地方自治体や保健当局間を含め日米間で緊密かつ迅速に情報共有を図ることの重要性を改めて確認しました。
- その上で、最近設置された米軍施設・区域を含め、必要な情報が米側から適切に情報共有されるよう、政府としても米側に強く働きかけてきており、今後も必要に応じ働きかけていきます。
- 引き続き、在日米軍が、感染防止のために厳格な措置を徹底するとともに、緊密に情報共有をはかることを確保すべく、必要に応じて新たな仕組みを構築する可能性を含め、その時々状況を踏まえ、在日米軍と連携し、適切に対応していきます。

4 米軍関係者による空港利用に関し、検疫体制を強化するとともに、米軍関係者が、感染拡大防止のため国や自治体が定めたルールを順守するよう、米側に働きかけること。

7月12日には、岩国基地所属の米軍関係者が羽田空港で入国後、我が国が定める検疫ルールを無視する形で岩国基地まで移動し、その後感染していたことが明らかになりました。このようなことは本来あってはならないことであり、感染拡大防止のため、容易にルールを破られないよう、検疫体制を強化するとともに、国や自治体が定めたルールを順守するよう、米側に働きかけることを求めます。

(外務省からの回答)

- 米軍関係者が民間空港から入国する場合には、日本側検疫によるPCR検査等を受けた後、14日間の移動制限措置を原則として米軍施設・区域内で行うことになっています。その際、施設・区域への移動に関しては公共交通機関を利用することが禁止されています。

- 御指摘の事案については、今般、在日米軍から、当該米軍関係者について、在日米軍等の規則に違反したとして、岩国飛行場からの追放及び今後10年間の全ての在日米軍施設・区域への一切の立入り禁止を含めた厳格な処分を行った旨説明がありました。
- 当該事案については、発生直後に、日本側から米側に対し、遺憾の意を伝えるとともに、事実関係の調査、再発防止及び当該関係者の適切な処分を強く申し入れたところですが、米側として、事案の詳細を調査の上、しかるべく厳格に処分を行ったものと認識しています。
- 日本における感染拡大防止の徹底や地元の方々の不安を解消するため、引き続き、在日米軍と連携し、適切に対応していきます。

5 検疫の対象や方法について、日米間で適宜協議を行うこと。また、原則として、日本国内法令が定める基準に従って行われるよう、日米間で早急に取り決めること。

7月24日に、在日米軍基地を通じて入国する全ての人員に対し、PCR検査を実施することが発表されましたが、検疫は水際対策の根幹であるため、対象や方法について、日米間で適宜協議を行うことを求めます。また、原則として日本国内法令が定める基準に従って行われるよう、日米間で早急に取り決めることを求めます。

6 駐留軍等労働者等の感染防止対策に万全を期すこと。

在日米軍基地には、多くの駐留軍等労働者が勤務しています。この方々の安全を守るため、感染防止対策に万全を期すことは国の重要な責務です。日米間でしっかりと連携し、駐留軍等労働者の方々の感染防止対策に努めることを求めます。

また、基地に出入りする事業者や、米軍が直接雇用している基地内施設の従業員等についても、基地内における感染防止対策の強化について、米側に働きかけることを求めます。

(外務省からの回答)

- 日米合同委員会合意に基づき、在日米軍関係者等が、米軍施設・区域において日本に入国する場合を除き、日本の当局が検疫を実施することとなっていることから、日本の民間空港から入国する場合には、米軍関係者等に対してもPCR検査等が行われています。
- 一方、米軍関係者等が米軍の施設・区域において日本に入国する場合には、米側の検疫手続によることになっています。この点、在日米軍は、水際対策を含む日本政府の方針に整合的な措置をとることとしており、具体的には、①米国を含むあらゆる国から入国した者に対し、14日間の移動制限の義務付けや②空港から自宅等への移動について、民間機を含め公共交通機関の利用の禁止等の厳格な措置を実施していると承知しています。
- さらに、在日米軍は、日本に入国する全ての米軍関係者について、入国後の14日間の移動制限措置を解除する要件として、PCR検査を義務付けることとしたと

承知しています。

- 日本側の同様の措置が要請であるのに対し、在日米軍の措置は義務であり、違反する米軍関係者等は、米統一軍法典等に基づき処分されることが周知されています。
- 日本における感染拡大防止の徹底のために、在日米軍とは様々な機会に随時やり取りを行ってきたところですが、地元の方々の不安を解消するため、引き続き、在日米軍と連携し、適切に対応していきます。
(防衛省からの回答) (6のみ)
- 在日米軍は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、在日米軍従業員を含む関係者を対象として、厳格な衛生措置を実施しているものと承知している。
- その上で、防衛省としては、雇用主の立場から、米側に対し、
 - ・ 在日米軍施設・区域内で実施される措置を在日米軍従業員に対しても同様に適用し、その旨を速やかに在日米軍従業員と共有すること、
 - ・ 在日米軍従業員が消毒等の業務を実施する場合は、感染防止のための訓練を行い、安全対策を徹底すること、などを申し入れているところである。
- さらに、在日米軍従業員が感染した際には、日米間で直ちに情報共有を行うことを含めた緊密な連絡体制を構築している。
- 防衛省としては、在日米軍従業員の安全対策に万全を期すべく、引き続き関係自治体や在日米軍と緊密に連携してまいりたい。